

奨学規程

公益財団法人 昭和奨学会

公益財団法人昭和奨学会規程

第1章 総 則

第1条 本規程は、公益財団法人昭和奨学会の定款に基き、学資貸与の取扱いについて定める。

(奨学生の資格)

第2条 公益財団法人昭和奨学会が学資を貸与する者は一般有為の子弟であつて、大学または大学院に在学し、学術優秀、品行方正および身体強健で、学資の支弁が困難と認められたものとする。

2、本会からの学資の貸与を受ける者を奨学生と称し、貸与する学資を奨学金と称する。

(奨学生の種類)

第3条 奨学生は、大学奨学生及び大学院奨学生とする。

第2章 奨学生の採用及び奨学金の交付

(願書の提出)

第4条 奨学生志望者は、連帯保証人と連署した奨学生願書(様式第1号)に次の書類を添付して、学年の始めに当該学校を経由して提出するものとする。

1、在学証明書

2、健康診断書

3、成績証明書

4、写真

5、当該大学学長若しくは学部長の推薦書

2、前項の奨学生願書に連署する連帯保証人は、その父母兄弟のうち1名又はこれに代わる者1名とする。

(奨学生の採用)

第5条 奨学生の採用は、各年度の事業計画に基き理事会に於いて決定する。

但し、年度の中間申請あるものに就いては理事長が決定し、次の理事会に報告し追認を受けることとする。

(奨学金の額及び交付)

第6条 奨学金の額は月額3万円とし、正式に奨学生として採用された月から毎月本人に交付する。但し、特別の事情があるときは、2ヶ月以上を合わせて交付することができる。

2、奨学金の交付は、本会が指定する金融機関に設けられた奨学生名義の預貯金口座に振り込む方法により行うものとする。

3、本会は、各年度ごとに貸与した奨学金の貸与総額等を記載した貸与額通知書を学校を通じて奨学生に交付するものとする。

(貸与期間)

第7条 奨学金の貸与期間は、本会が貸与を認めた時から、その者が在籍する学校の正規終業年限の終期までとする。

1、修行期間の中途から貸与する場合は、残りの修業期間を貸与期間とする。

2、休学前に貸与を受けていた者が復学して貸与を受ける場合には、その残余の修業期間を貸与期間とする。

(奨学金の無利息)

第8条 貸与の奨学金には利息を付けない。

(資格認定)

第9条 本会は在学学長または学部長の協力を得て、奨学生としての資格の確認を行う。

2、奨学生は、毎年度1回、学業や生活状況について報告書等(A4用紙1枚程度)を本会へ提出しなければならない。

(異動届出)

第10条 奨学生は、次の事項については、連帯保証人と連署してそのつど届け出なければならない。

1、奨学生が休学、停学、転学または退学したとき

2、奨学生が停学その他の処分を受けたとき

3、連帯保証人を変更したとき

4、奨学生または連帯保証人の氏名、住所その他主要な事項に変更があったとき

(奨学金借用証書の提出)

第11条 奨学金の貸与期間満了迄に当会の指示に従い奨学金借用証書(様式第2号)を提出しなければならない。

1、奨学金借用証書は、連帯保証人のほかに独立の生計を営む者であって本会が適当と認める者の連署がなければならない。

2、本会において前号の保証人が適当でないと認めたときは、これを変更させることがある。

(奨学金の停止)

第12条 奨学生が次の各号の1に該当すると認められる場合は、奨学金の交付を停止する。

1、休学したとき

2、停学その他の処分を受けたとき

(奨学金の廃止)

第13条 奨学生が次の各号の1に該当すると認められる場合は、奨学金の交付を廃止する。

- 1、第2条第1項に規程する奨学生としての資格を失ったとき
- 2、退学したとき
- 3、奨学金を必要としなくなったとき

第3章 奨学金の返還及び返還猶予

(奨学金の返還)

第14条 奨学金の貸与を受けた奨学生は、奨学金貸与期間が満了し、または奨学金の交付を廃止されたときは、その月より起算して6ヶ月を経過した後、15ヶ月以内に月賦若しくは半年賦にて返還しなければならない。

- 1、返還金額は年賦額10万円とする。
- 2、奨学金はいつでも繰上げ返還をすることができる。
- 3、第7条第2号の規程により復学して貸与を受けるにいたったときは、その月より休学前の奨学金返還を猶予する。

(奨学金の返還猶予)

第15条 奨学生であった者が次の各号の1に該当する場合は、願い出によって奨学金の返還を猶予するものとする。

- 1、大学、大学院またはこれと同程度の学校に在学するとき
 - 2、外国の学校に留学するとき
 - 3、大学、大学院で研究に従事するとき
 - 4、その他、やむを得ない事由によって返還が著しく困難となったとき
- 2、返還猶予の期間は、前項第1号に該当するときは、その事由の継続中とする。その他の各号の1に該当するときは、1年以内とし、さらに事由が継続するときは、重ねて1年ずつ延長することができる。

(返還猶予の願出)

第16条 奨学金の返還猶予を受けようとする者は、その事由に応じてそれぞれ証明することのできる書類を添付して、返還猶予願を提出しなければならない。

(返還猶予の決定)

第17条 奨学金の返還猶予の願出があったときは、理事長において審査決定し、その結果を本人に通知する。

(延滞金)

第18条 奨学生であった者が正当の事由がなくて奨学金の返還を怠ったときは、年1割の割合による延滞金を徴収するものとする。

第4章 雑 則

(奨学生であった者の届出)

第19条 奨学生であった者が、次の各号の1に該当するときは、速やかに届け出なければならない。

- 1、卒業若しくは修了した者が就職した場合には、その会社名および住所
- 2、奨学金の返還完了前に氏名、住所、職業その他重要な事項に変更のあったとき
- 3、連帯保証人若しくは保証人を変更したとき

付 則

この規程は 昭和32年4月1日より実施する。

改正の現行規程は平成12年4月1日以降新たに採用する奨学生に適用し、すでに採用している奨学生について本人の希望により平成13年4月1日以降適用する。(平成12年1月11日改正)

この規程は平成29年4月1日から施行し、変更後の規程は平成29年4月1日以降新たに採用する奨学生に適用する。(平成29年3月10日改訂)